



電機産業に関わる
政策・制度課題と私たちの提言

2025年の重点政策



2025年6月



電機連合

Japanese Electrical Electronic & Information Union

電機連合

2025年の重点政策

電機連合の理念

美しい地球・幸せな暮らし



社会課題の解決と
電機産業の発展をめざす



誰もがいきいきと働くことができる
職場環境の実現をめざす



持続的で多様かつ
包摂的な社会をめざす



「安心して暮らせるまち」を
めざす

地域
政策

一人ひとりが輝く持続可能な

電機連合は「美しい地球・幸せな暮らし」の理念のもと、産業・労働・社会・地域の各政策を策定し、社会課題の解決と電機産業の発展、誰もがいきいきと働くことができる職場環境、持続的で多様かつ包摂的な社会、安心して暮らせるまちづくりの実現に取り組んでいます。

これら政策・制度要求活動に取り組むことは、「一人ひとりが輝く持続可能な社会の実現」、すなわちSDGsの達成に貢献することに他なりません。

この冊子では、電機連合の政策から、社会的な動向や組合員の関心、政策の前進への期待などを勘案して、2025年に特に重点的に取り組むテーマをピックアップしてご紹介します。これら政策の実現に向け、皆様のご理解・ご協力をお願いします。また、より良い政策とするために、皆様のご意見をお寄せください。

※電機連合の政策については、「電機産業に関わる政策・制度課題と私たちの提言」にまとめているので、必要に応じてそちらもご確認ください。

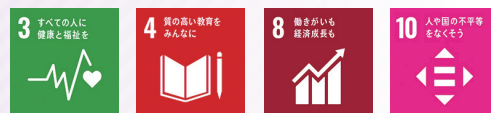
- 1 デジタル社会の実現による成長と社会課題の解決
- 2 カーボンニュートラルによる持続可能な社会の実現
- 3 電機産業を支える基盤づくり



- 4 労働者の健康確保
- 5 仕事と介護の両立支援の充実
- 6 ジェンダー平等の実現に向けた取り組みの強化



- 7 子どもの育ちを社会全体で支える環境整備の推進
- 8 持続可能な医療制度に向けた改革の推進



- 9 デジタル技術の活用による住民に寄り添ったまちづくり
- 10 誰もが安心して働き暮らせるまちづくり



社会の実現

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

電機連合がめざす社会

5p

社会課題の解決と 電機産業の 発展をめざす

デジタル社会やカーボンニュートラルによる持続可能な社会を実現することで、日本を再び成長軌道に乗せることができるとともに、さまざまな社会課題の解決が可能となります。そこに電機産業が果たすべき役割は大きく、人材の確保・育成や半導体関連産業の発展、そして「付加価値の適正循環」による強固な国内事業基盤と企業の持続可能性の確保が求められます。



9p



誰もがいきいきと 働くことができる 職場環境の 実現をめざす

私たちの職場には、性別、年齢、人種、障がいの有無や育児・介護の家族的責任、キャリア・経験などさまざまな属性、バックグラウンドをもつ労働者が働いています。一人ひとりの働きがいの向上や企業の持続的発展のためには、多様な人材と価値観が尊重され、かつ働きやすさを感じながら働くことができる環境の整備が求められます。

11p

持続的で多様かつ 包摂的な社会を めざす

人口減少・超少子高齢化が進む中、今後も持続可能な社会とするためには、障がいのある人やその家族も含め多様な人材がお互いの価値観を尊重して社会参加し、全世代で支え合う環境整備が必要です。そのことは年金、医療など社会保障の支え手が増えて、制度の持続可能性を高めることにもつながります。社会保障政策が取り組むべき課題は多くありますが、とりわけ少子化については国の将来を左右する喫緊の課題であることから、最優先で取り組むことが求められます。



13p



「安心して暮らせるまち」 をめざす

地域政策

人口減少と高齢化が進む地域こそ、デジタル技術を活用することで課題を解決し、安心して暮らせるまちづくりが可能です。そしてデジタル化の推進にあたっては、その恩恵をすべての人が受けられるよう環境整備を図っていくことが求められます。また、住民のニーズをふまえた子育て支援や福祉サービスを整備し、誰もが安心して働き暮らせるまちづくりが求められます。

社会課題の解決と電機産業の発展をめざす



① デジタル社会の実現による成長と社会課題の解決

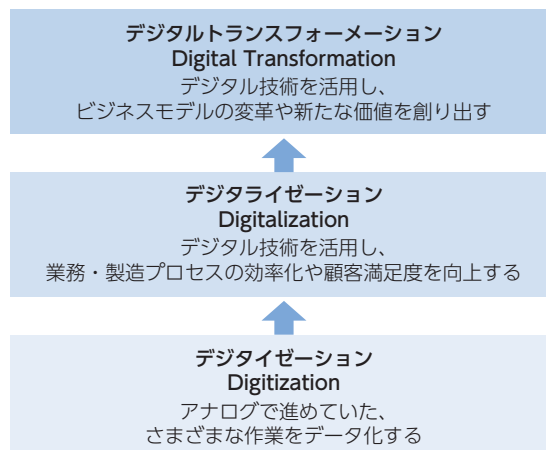
(1) 企業のデジタル化の推進

- DX(デジタルトランスフォーメーション)の正しい理解促進を図るとともに、好事例の展開などDXに取り組みやすい環境を整備する。また、中堅・中小企業を対象としたDX促進施策を強化する。
- 企業のデジタル化を阻む、行政への各種届出の電子化を徹底する。
- 「デジタルスキル標準」の周知徹底を図り、その活用促進を目的に税制や企業活動における優遇施策を充実させる。また、活用にあたっての相談対応やハンズオン支援などの充実を図る。

DXはあらゆる産業で欠かせない取り組みです。重要なことは、デジタル化(D)することではなく、ビジネスを変革(X)することですが、その正しい概念理解はいまだ進んでいるとはいえません。中堅・中小企業が取り残されることがないように進めていくという視点も重要です。さらに、行政手続きに書面、対面、押印の手続きが残っていることも、企業のデジタル化を阻む要因の一つです。

すべての働く人がデジタルリテラシーを身につけられるよう、デジタルを使いこなしてビジネスを変革する人材を幅広く育成することをめざした「デジタルスキル標準」の普及が求められます。

DXへ至る概念整理とその内容



出所：電機連合作成

(2) データ利活用の推進

- 企業が新技術によるソリューション展開を妨げないよう、技術分野ごとのきめ細かな取り扱いルールを定めるとともに、新技術に迅速に対応できる体制を整備する。
- 企業間での共有を図ることが必要とされるデータについては、国全体で活用できる仕組みを構築する。
- 個人の権利利益を確保し、個人データの利用に関する「懸念」「不安」を払しょくしたうえで、消費者側・企業側の双方が安心できる形でデータの流通・活用が図れる仕組みを構築する。

データの利活用は、あらゆるビジネスに欠かせない重要な取り組みです。企業だけではその適切な取り扱いやルールを定めることが難しいため、安全性を確保したうえで、政府による仕組みの整備が必要です。

企業が大量の個人データを収集できたとしても、その活用は簡単ではありません。例えば、生体認証技術などの新技術が注目されていますが、顔認証データを個人情報として扱うべきかの判断が曖昧で、活用に踏み切りにくい状況です。また、日本の強みは産業データにあり、必要に応じて企業間での共有が望まれますが、各企業に委ねたままでは進展しません。例えば、自動運転の開発は、各企業の車両データに加えて、精密な地図情報などの連携が不可欠です。一方、個人が自らの判断でデータの取り扱いを決める仕組みも求められます。

(3) 飛躍的な普及を見せるAIへの対応

- AI(人工知能)を安心して活用するために、AIの信頼性を高めるための研究・開発への支援を拡充する。
- AIによる生成物の使用方法や著作権の取り扱いなど、法的な規制やガイドラインの策定、ルール整備などを進めることで積極的な活用を進める。
- すべての人が安心してAIを活用できるよう、リテラシー・スキルの教育体制を構築する。

AIは私たちの暮らしに役立ち、生産性を高める可能性がある一方、著作権やプライバシーとの関係をどう整理するか、AIによる偽情報・偽動画をどう規制するかなど、解決すべき課題もあることから、安心して活用するためのリテラシー・スキルの向上が必要です。2025年通常国会では、イノベーションの促進とリスク管理の両立を目的とした日本初のAI関連法案が成立しており、その実効性の担保が期待されます。

2 カーボンニュートラルによる持続可能な社会の実現

(1) カーボンニュートラルと電力需要の増大に対応した安定供給の確保

- 再生可能エネルギーの推進に加え、エネルギーの安定供給の視点から安全性が確認された原子力発電所の再稼働に向けて、地域住民の理解を得ることや、部品の安定供給を図る。また、次世代革新炉の開発や原子力発電技術を維持するための人材育成・確保を進める。
- 電力需給の変動に対し、燃焼効率が高く、CO₂排出量が少ない高効率火力発電などの活用を進める。

「第7次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーに加え、原子力発電についても「S+3E」を前提に再稼働や安全性が高い次世代革新炉の開発など「最大限活用する」との記載がされました。

DX、GXによる電力需要が増加しており、2026年の電力事業は2022年比で倍以上に達する可能性があると言われています。

再生可能エネルギーを増やすことは重要ですが、発電量が気象条件に依存することが多く、安定供給に対する懸念があります。他国とのエネルギーの融通が難しい日本では、エネルギー安全保障の観点からも、安定した発電や変動に対応できるエネルギー源が必要です。

(2) カーボンニュートラルに向けた意識付けの推進

- 使用・利用段階や製造、提供プロセスにおいて温室効果ガスの排出が少ない製品やサービスを購入する際のインセンティブについて、国レベルで充実させる。
- 個々の製品やサービスについて消費者が選択する際に、CO₂排出量などのカーボンニュートラル(以下CN)への貢献度に関する情報が提供される仕組みを検討する。
- CNの情報に多くの人が日常的に接するように、プッシュ型で継続的な情報発信を強化する。また、次世代を担う若年層への意識付けとして、学校教育におけるCNに関する教育を充実させるとともに、社会人に対する学びの機会を提供する。

気候変動の原因とされているCO₂などの温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されています。2023年の調査によると、9割以上の人々がCNに取り組みたいと前向きに回答する一方、「どのように取り組めばよいか情報が不足している」「どれだけの効果があるのかわからない」といった課題意識をもつ人の割合が前回調

査より増えています。私たち一人ひとりが生活のさまざまな面でCNへの貢献を意識できるように、また、CNに優れた製品、サービスを積極的に選択できるように、政府には環境づくりが求められます。

(3) 製造業におけるカーボンニュートラルに向けた支援

- CN達成に向けて日本企業が不利にならないような国際的な基準、ルールづくりを促進する。
- CN達成に向けた取り組み分野ごとの支援策をさらに拡充する。また、情報を分野ごとに整理し一覧性を高めることで、企業における規制の遵守や支援策の活用を促進させる。
- 中小企業のCN達成に向けた取り組みへの参画、協力を促進させるため、行政からのプッシュ型支援や、地域社会を巻き込んだ社会的な取り組みを充実させる。

日本は、温室効果ガスの排出削減目標として、2030年度46%減(2013年度比)に加え、2035年度60%減、2040年度73%減の新目標を2025年2月に国連へ提出しました。国際公約の達成と電機産業の競争力強化・経済成長を実現していくためには、関連規制の周知とともに、サプライチェーン全体を通じた排出量を把握する手法の標準化や、「削減貢献量」の概念を導入するなど、日本企業が不利にならないように、政府が国際的な基準、ルールづくりを主導することが求められます。

また、①自らの排出を削減する、②サプライチェーンで排出を削減する、③グリーン市場を創造していくなどの分野ごとに施策を展開し取り組む必要があります。加えて、人材などが限られている中小企業が具体的な活動を進めていくためには、プッシュ型支援でコンサルティングを実施していくなど、政府の主導的な取り組みが求められます。

Keyword

- ◆ **S+3E**：安全性(Safety)を前提として、安定供給(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合性(Environment)を同時に実現する考え方。
- ◆ **GX(グリーントランスフォーメーション)**：温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取り組みを経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けて、経済社会システム全体を変革すること。
- ◆ **削減貢献量**：グリーン製品・サービスの普及を通じ、企業が社会全体の排出削減にどれだけ貢献したかという「貢献量(既存製品をグリーン製品に置き換えたことで削減された排出量)」を算定し、企業の「課題解決力」として評価する。

③ 電機産業を支える基盤づくり

(1) 付加価値の適正循環(価格転嫁)に向けた取り組み

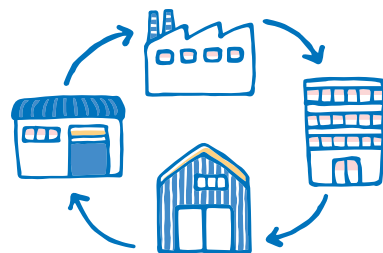
- 下請法については、資本金要件を撤廃し、すべての商取引を対象に、適切な付加価値の確保が図れない無理な価格低減要請を防止する。
- 独占禁止法については、不公正な取引を抑止するために、さまざまな領域での取引の実態をふまえ、優越的地位の濫用規制を製造業に適用拡大するなど、制度・運用両面での改善に取り組む。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底・実態把握に努め、実効性を高めるための働きかけの強化や、指針の内容の改善を図る。

電機産業はあらゆる産業のサプライチェーンの一翼を担っており、企業規模を問わず受注者側にも発注者側にもなり得ます。そのため電機連合では、それぞれの企業が適切に付加価値を確保し、それを人への投資、設備投資、研究開発投資に用いることで、強固な国内事業基盤と企業の持続可能性の確保を図ることを目的とした

「付加価値の適正循環」に取り組んでいます。

2025年通常国会では改正下請法が成立し、発注事業者は価格決定プロセスや支払手段の見直し、取引先の再評価など、取引慣行の適正化に向けた対応が求められます。また、独占禁止法については、海外との商取引への対象拡大など、取引の実態をふまえた見直しと運用の改善が必要です。

2023年11月に政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しました。電機連合調査では、多くの企業で価格転嫁は「不十分」であり、中でも「労務費」の転嫁が最も難しいことが明らかとなりました。政労使が連携して指針の実効性を高めることが必要です。

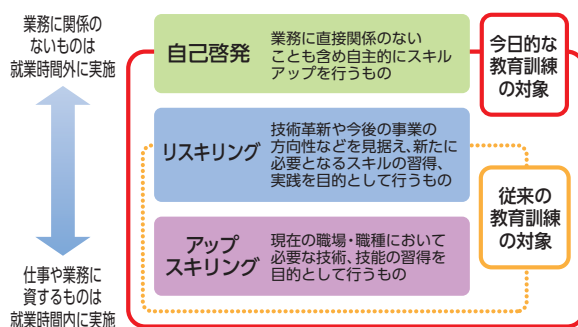


(2) リスキリングを通じた人材育成の促進・環境整備

- 国として重点的に強化する分野を明示するとともに、産業ごとにその分野で必要となるスキルを選定するための産学官や政労使での協議を促進する。
- 産業ごとに定めた労働者が身につけるべきスキルリストに基づく学習機会の設置・拡充を支援する。
- 従業員のリスキリングに取り組む企業やリスキリングに取り組む個人に対する国からの支援を拡充する。

自らの専門性を高める「アップスキリング」や、自主的なスキルアップである「自己啓発」の重要性については以前から論じられてきました。今後は、企業がDXやGXを進めていく中で、労働者である私たち自身の働き方を更新していくためには、リスキリングが不可欠です。労働移動を前提とした取り組みに偏ることなく、すべての労働者が希望すれば誰でも公平にリスキリングの機会を得られる環境整備が必要です。

電機連合が考える能力開発に関する分類と整理



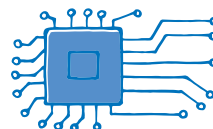
出所：電機連合作成

(3) 半導体関連産業の発展に向けた取り組み

- 国内・海外の資本を問わず、優位性をもつ技術・技能の維持・発展に貢献する取り組みを支援する。
- 従来型の製造プロセスをもつ工場の設備更新、日本が強みをもつ分野へのさらなる投資、先端技術への研究開発投資など、産業全体への支援を強化する。
- 戦略分野国内生産促進税制については、その効果を見極め対象の拡大を検討する。

半導体はデジタル社会やカーボンニュートラル社会の実現、加えて、経済安全保障の観点でも重要な戦略物資です。世界各国に負けない規模での継続した支援策が必要であるとともに、先端プロセス工場の誘致のみならず、日本に多く残る従来型の製造プロセスをもつ工場の設備更新、パワー半導体やCMOSセンサーなど日本が強みをもつ分野へのさらなる投資が求められています。2024年11月に決定した総合経済対策では、複数年度にわたり必要な財源を確保しつつ、10兆円以上の公的支援を行う「AI・半導体産業基盤強化フレーム」が盛り込まれました。

また、2024年に新たに導入された戦略分野国内生産促進税制は、国内で生産を行う製造業のランニングコスト支援策として、対象のさらなる拡大が期待されます。





誰もがいきいきと働くことができる 職場環境の実現をめざす

4 労働者の健康確保

- 時間外労働の上限時間は月45時間、年360時間が原則であることをふまえ、臨時的な特別の事情がある場合に限り締結する特別条項付36協定上限(年720時間、月100時間未満等)は、労働者の健康確保とワーク・ライフ・バランス実現の観点から、引き下げに取り組む。
- 時間外労働上限の適用除外となっている新技術・新商品研究開発業務にも、一般則を適用する。
- 労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの観点から、すべての労働者を対象に勤務間インターバル制度の導入を義務化する。

働き方改革関連法施行から5年が経過しました。「36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針」では、時間外労働が限度時間である月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性は徐々に強まるとされています。さらに、限度時間を超える「臨時的な特別の事情がある場合の時間外労働の上限」(特別条項付36協定上限時間)が、労使で合意したぎりぎり実現可能な水準であったことをふまえると(「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」(2017年3月13日))、その引き下げに向けた検討が必要です。

2024年4月1日より、時間外上限規制の適用が猶予されていた事業・業務(自動車運転、建設、医師)にも一部特例付きで上限規制が適用されました。一方、新技術・新商品等研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。特別条項付36協定上限時間は、すべての労働者の健康と福祉を確保するための水準と位置づけられるべきであり、業務にかかわらず上限規制が適用される必要があります。

変形労働時間制をはじめ、フレックスタイム制、裁量労働制など、さまざまな弾力的・柔軟な労働時間制度の整備が進められており、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に寄与しています。一方で、業務の繁忙期など特定の時期に労働時間が集中する場合や、夜勤、交替制勤務といった勤務体系において勤務間隔が短い場合など、終業時刻から始業時刻までの間に十分な休息時間をとることができないことも考えられます。労働者の暮らしと健康の観点では、月や年を単位とした上限規制にあわせ、日々の生活を送るうえでのワーク・ライフ・バランスの確保が必要であることから、すべての職場への勤務間インターバル制度導入の早期実現が求められます。

5 仕事と介護の両立支援の充実

- 介護についても、労働者の仕事との両立に係る個別意向をふまえた配慮を事業主に義務づける。
- 育児・介護休業法改正にあわせて見直された「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の内容について、企業に対し周知・徹底する。
- 介護休業期間中の社会保険料を免除する。

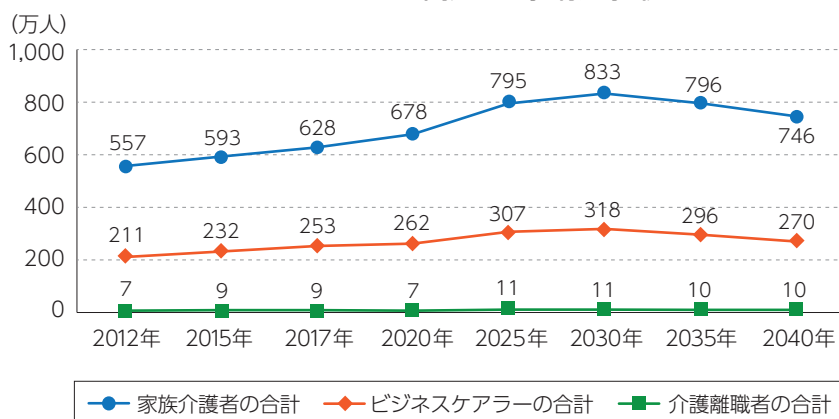
国の要介護・要支援認定者数が、増加傾向にあります。仕事をしながら家族等の介護に従事する者(ビジネスケアラー)も2025年には300万人を超えると推計され、仕事と介護の両立支援の重要性が一層高まっています。

す。2023年の電機連合調査では、40歳以上で要介護家族のいる組合員の不安の理由は、「仕事などを変えなければならない」(54.1%)が最も多く、「介護費用が負担になっている」(45.0%)、「精神的・体力的にもつかどうかな不安」(38.0%)がこれに続きます。2022年4月段階での特別養護老人ホームへの待機者は27.5万人(厚生労働省調査)で、介護施設への入居には時間がかかると考えられます。また、ひとりで介護している、医療的ケア児で長期介護が想定されるなど、一律的な制度適用では仕事との両立が困難な場合もあることから、個別事情をふまえた両立支援制度等の柔軟な適用・運用が求められます。

育児・介護休業法改正(2025年4月より順次施行)にあわせ、「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」(2025年4月1日適用)が見直されました。新基準では、子に障がいがある場合や医療的ケアを必要とする場合も、要件を満たせば、介護休業等を利用できる旨が明示されています。なお、介護にとどまらず、不登校などの子どものケアをしながら働く人も増えています。ケアしていることを言い出せない労働者もいることから、家族に障がいがある、医療的ケアが必要である場合にあわせ、ひきこもり・不登校などの状態にある家族のケアをする場合も要件を満たせば介護休業等制度の対象であることについて、労働者に周知することが重要です。

育児については、将来の制度の支え手育成につながり、他の被保険者や事業主の理解が得られるとして、特例として休業中の社会保険料が免除されています。介護も日本の抱える社会的課題であり、介護者にとって介護費用が負担となっている現状をふまえると、育児休業と同様に社会保険料の免除が求められます。

ビジネスケアラーに関連する指標の推移



出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)中位推計」、総務省統計局「就業構造基本調査(平成24年、平成29年)」、厚生労働省「雇用動向調査(平成25年～令和3年)」
経済産業省作成

6 ジェンダー平等の実現に向けた取り組みの強化

- 同性パートナーが法律上の制約を受けている各種制度の見直しを行う。
- すべての自治体におけるパートナーシップ制度導入に向けて、支援を行う。

各企業は、多様な人材が活躍できる観点から、人事・福利厚生制度の利用につき、「事実婚におけるパートナー(異性パートナーのみでなく同性パートナーを含む)」を法律婚の場合と同様に扱うなど、性的マイノリティ当事者にも配慮した対応を進めています。しかし、社会保険(健康保険の被扶養者)の資格取得や育児休業時の育児休業給付などは、異性間のパートナーを前提としていることから、資格取得や給付金の受給ができない場合があります。

また、人事・福利厚生制度の運用にあたっては、自治体が発行するパートナーシップ証明書を活用する企業も多いですが、すべての自治体がパートナーシップ制度を導入している訳ではなく、労働者が住む自治体により、対応が異なっている状況があります。

LGBT理解増進法(2023年施行)の趣旨をふまえ、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進とともに、性的指向にかかわらず人権が尊重され、活躍できるための法整備が必要です。

持続的で多様かつ包摂的な 社会をめざす



7 子どもの育ちを社会全体で支える環境整備の推進

(1) 偏りのない公平な子ども・子育て支援の実現

- 子育て・教育支援に関する給付は、子どもの成育環境を問わず、所得制限を設けずに、国主導で等しく支給する。
- 少子化対策の財源策を検討するにあたっては、給付と負担の全体像を示し、国民の合意形成を丁寧に図る。なお、医療保険料に上乗せして徴収する「子ども・子育て支援金」は、給付と負担の関係が不明確であることから見直しを行い、公費による財源確保を検討する。

2024年の出生数は過去最少の72万988人となり、予想を上回る速いペースで少子化が進行しています。少子化は子ども・子育て世帯だけでなく社会全体の課題であり、安心して子どもを産み育てられる環境整備を進めることは、経済や社会保障制度の持続可能性を高めることにもつながります。

少子化の要因の一つに挙げられるのが経済的負担の重さです。直近では、児童手当や高等学校等就学支援金制度(高校授業料)については、所得制限の撤廃が進められてきました。地域によっては、給食費や医療費などの支援が行われていますが、包摂的な社会をめざすうえでは、どの地域に住んでいても子どもに関する公的給付を等しく支給することが求められます。

また、財源については、少子化対策の受益者はすべての世代であるとの観点から、全世代で支えることが必要です。政府は子ども・子育て加速化プランに必要な財源の一部を、2026年度から医療保険料に上乗せして徴収する「子ども・子育て支援金」で賄うとしていますが、この制度は徴収しやすいところから徴収するといった感を拭いきれません。給付と負担の関係が不明確であること、現役世代に負担が偏ること、子ども・子育て支援以外にも用途が拡がりかねないなどさまざまな課題があり、制度の見直しが求められます。

(2) 意欲のある学生が安心して学べる高等教育の実現

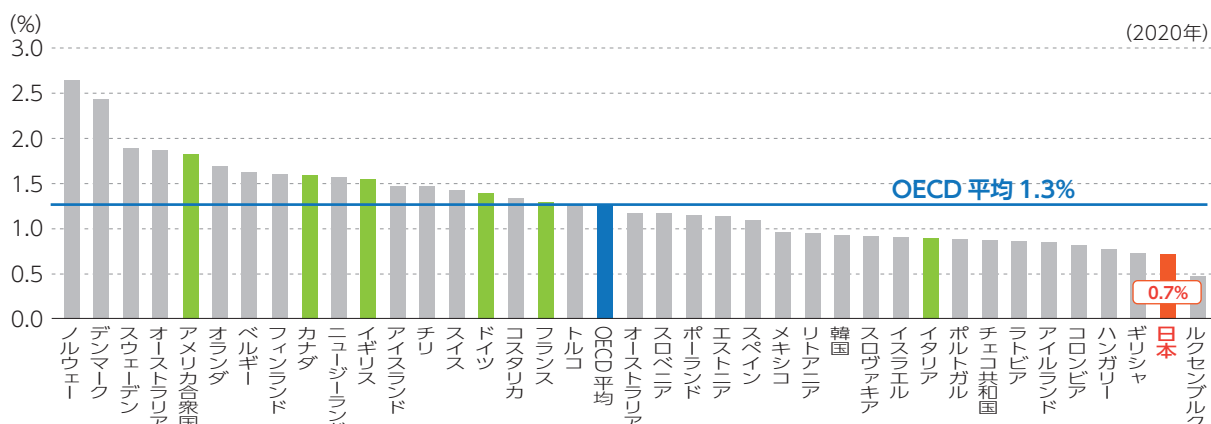
- 運営費交付金を増額し、高等教育の学費を低額化する。また、科学技術研究費を増額し、学生が質の高い教育研究に取り組めるよう環境整備を図る。
- 高等教育の修学支援新制度のさらなる対象拡大を進め、貸与型奨学金は所得制限なしの無利子とする。
- 貸与型奨学金の返済者に対し、返済額を所得控除するなど税制上の措置や、有利子奨学金の利子免除を行い、経済的負担を軽減する。

日本の高等教育に対する公財政支出の割合は、諸外国と比較すると極めて低く、このことが各家庭の教育費負担の重さにつながっています。公的支援を拡充し、家庭の経済的負担を軽減することが求められます。また、学生時代に教育の一環として最先端の研究に従事するためには、諸外国と比べて見劣りする科学技術研究費の増額も必要です。

授業料等減免と給付型奨学金をセットで行う高等教育の修学支援新制度の拡充により、2024年度から、年収600万円程度の世帯に属する多子世帯(子ども3人以上扶養)と私立理工農系の学部生が、新たに授業料の減免措置の対象となりました。さらに、2025年度からは、所得制限なしで多子世帯の学生等の授業料が無償化と

なりました。しかし、依然として対象は限定的であり、十分とは言えず、中間層を含めた支援制度の拡充が必要です。あわせて、長期にわたる返済負担は若年層の生活設計を困難にしており、奨学金返済者に対する支援の拡充も求められます。

高等教育に対する公財政支出(対GDP比)



※データはOECD加盟38か国。※グラフ緑色は日本以外のG7諸国。

出所：文部科学省

8 持続可能な医療制度に向けた改革の推進

- 医療保険制度改革にあたっては保険者機能の発揮に着目した財政的インセンティブを強化する。
- 質の高い医療の提供と、過剰投与や重複診療の防止による患者負担の軽減を両立し、医療費の適正化、医療現場の負担軽減を図る観点から、医療DXを積極的に推進する。

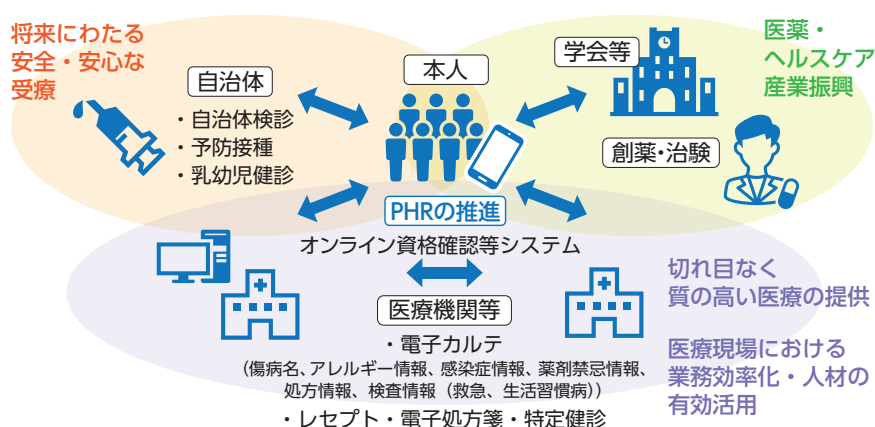
高齢化の進行や医療の高度化を背景に、国民医療費は増加の一途をたどっています。一方で、支え手である現役世代は減少しており、医療保険制度の持続可能性を確保するためには、健康増進の推進やICTの活用に加え、年齢に関わらず負担能力に応じた負担の在り方についても検討が必要です。

医療保険制度改革については、保険者機能の発揮(加入者の健康増進や重症化予防、医療費の適正化に向けたチェック機能の強化など)が重要であり、そうした取り組みを行う保険者に対する支援が必要です。

2024年12月から、マイナ保険証が本格スタートしました。マイナ保険証は、医療DXの基盤となるものであり、医療DXの加速が期待されます。

推進にあたっては、①電子処方箋の普及、電子カルテの標準化を確実に推進していくこと、②医療機関に対し、セキュリティ対策の導入やIT人材の育成支援、セキュリティ管理体制の整備に対するインセンティブ策の導入、③医療情報の閲覧は情報の機微性をふまえ被保険者の同意に基づく運用を徹底すること、などが求められます。

医療DXにより実現される社会



出所：厚生労働省



「安心して暮らせるまち」をめざす

地域
政策

⑨ デジタル技術の活用による住民に寄り添ったまちづくり

(1) 持続可能なまちづくりに向けた取り組みの推進

- デジタル田園都市国家構想交付金等を活用し、行政サービスの効率化、公共交通機関の維持、防災機能強化などに取り組む。
- 産学官・政労使による産業を軸とした企業・研究機関・教育機関などの集約・連携強化の取り組みを推進し、地域を支える人材を育成する。

人口減少と高齢化が進む地方都市こそ、デジタル技術の活用によって課題を解決し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進することが必要です。例えば、「書かない窓口」による行政サービスの効率化、AIを活用したオンデマンド交通など、先進事例を参考にしつつ、地域の実情に応じた取り組みが求められます。

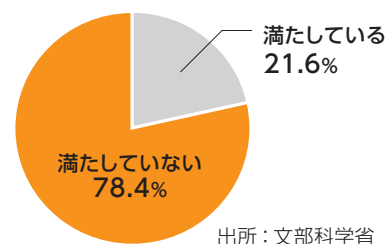
これからの社会を支える役割を担う電機産業において優れた技術・技能を維持・発展させることができるよう、地域の特色にあわせて九州半導体人材育成等コンソーシアム、東北半導体・エレクトロニクスデザイン研究会などが立ち上がっています。各地域における産業振興とそれを支える人材育成について、産学官のみならず政労使が協力した取り組みが求められます。

(2) 学校教育のICT化の推進

- 学校の通信ネットワークの改善、情報通信技術支援員(ICT支援員)の配置、教員の端末を活用した指導方法の研修の実施などにより、端末の効率的な利活用を推進する。

学校教育のICT化推進に向け、1人1台端末の整備は完了したものの、その活用度には地域差があります。特に課題となっているのが、学校の通信環境のぜい弱性です。文部科学省の調査によると、1校あたりの帯域の目安(当面の推奨帯域)を満たしていない学校は約8割に達し、通信環境の整備の遅れが明らかになりました。こうした状況をふまえ、国の補助事業などを活用し、速やかに改善する必要があります。

当面の推奨帯域を満たしていない
学校の割合(2023年度)



(3) 地方選挙におけるインターネット投票の推進

- どこからでも投票できる環境を整備し、政治への参加を促進することを目的に、選挙におけるインターネット投票の導入を検討するよう、自治体に働きかける。

インターネット投票が実現すれば、どこからでも投票することが可能となることから、移動が困難な人々の投票機会を広げることができるとともに、投票率が低水準にある日本において政治への参画促進の一助になります。

10 誰もが安心して働き暮らせるまちづくり

(1) すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくり

- すべての子どもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりの環境整備を推進する。特に、不登校児については、教育支援センターの設置など安心して学べる環境を整備するとともに、家族も含めた相談支援体制を強化する。
- 放課後児童クラブについては、待機児童を早期に解消するとともに、入所要件の緩和、集団の規模の適正化、開所時間の拡充など、運用面の改善を図る。
- 障がい児等の通学支援体制の整備や、学校における看護師配置など医療的ケアの実施体制の整備、放課後等デイサービスの預かり時間の延長、「18歳の壁」解消に向けた居場所支援などを推進する。

地域のつながりの希薄化や少子化の進行により、子どもが地域の中で居場所をもつことが難しくなっています。特に、不登校児の増加に伴い、本人のみならず保護者からも支援を求める声が寄せられており、不登校児の居場所支援は喫緊の課題です。

就学後の児童の居場所となる放課後児童クラブ(学童)については、受け皿の拡充とともに運用の改善が求められます。放課後児童クラブは、児童福祉施設として法的に位置づけられている保育園とは異なり、「事業」としての扱いで、その運営に地域差が大きくなっています。例えば、一部の地域では小学4年生以降の受入れや、親が短時間勤務の場合は利用が制限されたりするなどの実情もあり、すべての児童が安全で安心して利用できるよう、各自治体においての整備が求められます。また、障がい児等の家族が仕事と育児・ケアを両立できるようにするためには、職場の両立支援策を進めるとともに、各自治体において切れ目のない福祉サービスの整備を図ることが必要です。

Keyword

◆**18歳の壁**：利用する制度やサービスの根拠法が変わり、それまで利用できていた放課後等デイサービスが学校卒業後は利用できなくなるなど、生活に支障がでること。子どもの預かり先が見つからず、離職する親も少なくない。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

- 地域包括支援センターが地域のニーズに即し、かつ一定の水準を確保した実効性あるものとして機能を発揮できるよう、人的・財政的支援を行う。
- 民間を含めた介護事業所等の第三者評価と情報公表制度を推進し、介護サービスの質を担保する。
- 認知症コーディネーターおよび若年性認知症コーディネーターの配置を促進し、認知症の人及び家族の支援、正しい理解の普及を推進する。

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進することは重要です。人口減少のペースや高齢化の進展は、すでに高齢者人口のピークを迎えている地域、今後高齢者人口が急増する都市部など地域によって違うことから、地域の実情や住民のニーズをふまえ、ICTなどの技術も活用しながらつくりあげていくことが求められます。また、介護事業所や施設の質の確保、認知症の人とその家族に対する支援体制の整備なども喫緊の課題です。

